

(公 印 省 略)
平成31年 3月15日

地域密着型サービス事業所 管理者 様

太田市長 清水 聖義
(長寿あんしん課)

地域密着型サービスの市町村域を超えた利用について (通知)

平素より、本市介護保険行政の円滑な運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。
さて、地域密着型サービスは、要介護者が住み慣れた地域で生活することを支えるため、市町村内のニーズに応じて提供されるものであり、原則として当該事業所が所在する市町村の被保険者のみが利用できるサービスです。ただし、やむを得ない事情がある場合には、市町村間で協議の上、事業所所在地の市町村長の同意を得ることにより、他市町村の地域密着型サービスを利用することができます。地域密着型サービスの市町村域を超えた利用について、本市の取り扱い方針は以下のとおりとなりますので、ご留意ください。

記

1. 本市被保険者が他市町村の地域密着型サービス事業所の利用を希望する場合

本市被保険者が他市町村の地域密着型サービスの利用を希望する際には、事前に長寿あんしん課まで相談の上、やむを得ない事情であると判断した場合には、太田市から事業所所在地の市町村に市外指定の同意を求めます。

《他市町村に対し同意を求める基準等の例》

- ・同一サービスを提供する事業所が市内になく、当該サービスの利用が必要と認められる場合
- ・虐待、災害等の緊急やむを得ない理由がある場合

2. 他市町村の被保険者が本市の地域密着型サービス事業所の利用を希望する場合

他市町村の被保険者が本市の地域密着型サービスの利用を希望する際には、事前に保険者市町村に相談の上、やむを得ない事情であると判断した場合には、保険者市町村から太田市に市外指定の同意を求めます。

《同意の求めがあった際に、同意する基準等の例》

- ・隣接市町村の被保険者であり、同一サービスを提供する事業所が当該市町村内になく、当該サービスの利用が必要と認められる場合
- ・虐待、災害等の緊急やむを得ない理由がある場合

3. 住所地特例者の地域密着型サービスの利用について

地域密着型サービス事業所は、原則として当該事業所が所在する市町村の被保険者のみが利用できますが、住所地特例対象者の場合には、住所地の地域密着型サービスを利用することができます。

住所地特例対象者が利用可能な地域密着型サービスは以下のとおりです。

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 夜間対応型訪問介護
- 地域密着型通所介護
- 認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 看護小規模多機能型居宅介護

4. 市外から地域密着型サービス事業所への直接転入について

市外から地域密着型サービス事業所（認知症対応型共同生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所等）に直接住民票を異動し、太田市内の地域密着型サービスを利用することは、本来の地域密着型サービスの趣旨に反するものであり認められません。**事前に相談なく、地域密着型サービス事業所への直接転入を確認した場合には、地域密着型サービスの利用を認めない場合もありますのでご注意ください。**

市外の被保険者より利用希望がある場合には、必ず保険者市町村及び太田市に事前相談をしてください。

5. 地域密着型通所介護事業所の市外指定について

地域密着型通所介護事業所において、他市町村より介護予防・日常生活支援総合事業の「介護予防通所介護相当サービス（第1号通所事業）」の指定を受けている場合、他市町村の要支援1・2及び事業対象者である利用者（以下、「要支援者等」という。）については、サービスを提供することが可能となります。ただし、当該指定は「介護予防通所介護相当サービス（第1号通所事業）」に限るものであり、利用者の状態が変わり要介護の認定となった場合には、原則として利用を継続することはできません。

他市町村より指定を受けて、要支援者等を受け入れる際には、上記内容について利用者にご説明していただきますようお願いします。

【事務担当】

長寿あんしん課 いきがい推進係

TEL：0276-47-1829